

奈良国立大学機構における公的研究費等の不正使用防止対策に関する基本方針

令和7年3月25日

理事長決定

(最高管理責任者)

この基本方針は、奈良国立大学機構（以下「本機構」という。）において運営費交付金、奨学寄附金、補助金及び委託費等を財源として本機構で扱う全ての経費（以下「公的研究費等」という。）について、不正使用を防止し、適正な管理・監査を行うために必要となる事項を定めるものである。

1. 責任体系の明確化

本機構における公的研究費等の運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、機構内外に公表する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

公的研究費等の使用及び事務手続きに関するルールや事務処理に関する権限と責任について明確化するとともに、コンプライアンス教育を通じて構成員の意識向上を図り、適正な運営・管理の基盤となる環境・体制を整備する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。

4. 公的研究費等の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、適正に予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェック体制を構築し、公的研究費等の適正な運営・管理を行う。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費等の使用に関するルール等が、適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。

6. 監査体制

公的研究費等の適正な管理のため、本機構全体の視点から実効性のあるモニタリング及び内部監査体制を整備し、実施する。